

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年4月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000255号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100002号

第1 結論

昭和53年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月頃から昭和62年3月頃まで

請求期間のうち、昭和53年4月から昭和60年3月までの期間は、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の申請免除(全額)期間と記録されており、昭和60年4月から昭和62年3月までの期間は、保険料の未納期間と記録されている。

しかし、昭和54年か55年頃(何月かは不明)、A市の広報に自営業者は遡って保険料を納付することができる旨の記事が掲載されており、夫はそれまで保険料を全く納めていなかったため、A市役所B支所(以下「B支所」という。)に相談に行ったところ、職員から、夫の保険料を今から納めれば将来年金がもらえるようになるかと教えてもらい、その場で請求期間に係る束になった夫婦2名分の綴り(納付書)を受け取った。

請求期間について、過去分については分割払いにしてもらい、現年度分と併せてB支所窓口及びC町役場窓口(昭和59年7月から)において、夫婦2名分の保険料をずっと一緒に納付してきた。夫婦ともに免除の申請をした記憶はないし、未納期間とされていることにも納得がいかないため、調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和53年4月から昭和60年3月までの期間(以下「全額免除期間」という。)について、請求者は、昭和54年か55年頃、B支所において、請求期間に係る過年度分(分割払い)及び現年度分の納付書を交付してもらい、当該支所の窓口において全額免除期間に係る夫婦2名分の保険料を納付したはずであり、免除の申請はしていない旨主張している。

しかしながら、A市国民年金課は、請求期間当時、現年度分に係る保険料はB支所の窓口ではなく、同支所内の金融機関窓口において納付する制度であった旨回答しているほか、過年度分に係る保険料はB支所の窓口において納付することはできず、納付書も市役所では交付して

いない旨回答していることから、請求者の主張する納付方法は、請求期間当時のA市に係る国民年金保険料納付の取扱いと相違している。

また、請求者は、保険料の免除の申請をした記憶はない旨主張しているところ、A市国民年金課は、請求期間当時、B支所において申請免除に係る申請書の受理はしていたが、申請書の写し、受付簿等は保存年限が5年のため保存していない旨回答していることから、請求者の免除申請に係る届出状況を確認することができないものの、オンライン記録により、請求者及び夫とともに全額免除期間は長期間（7年）であることが確認できる上、請求者の夫は、請求期間（全額免除期間）以外の期間（婚姻後の昭和49年4月から昭和50年3月までの期間）においても申請免除（全額）期間と記録されていることが確認できるほか、請求者が免除の申請をしていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求者は、全額免除期間について、納付書が交付されたとする交付年月及び何年分を何回に分けて納付したかなどについて具体的には記憶しておらず、納付したことに間違いはない旨繰り返し主張するのみである。

なお、保険料免除制度について、国民年金法等により、被保険者等は免除期間の保険料を10年前まで遡って納付することができる旨規定（以下「追納」という。）されていることから、A市に係る年金手帳記号番号払出簿において請求者と同時期（昭和52年9月21日頃）に国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出された被保険者について追納の記録を調査したところ、オンライン記録から複数の被保険者について追納の記録が確認できたものの、請求者及び夫の記録からは確認することができない。

- 2 請求期間のうち、昭和60年4月から昭和62年3月までの期間（以下「未納期間」という。）について、請求者に係る住民票等により、請求者は、昭和59年7月29日にA市から現在の住所地であるC町に住所を定めていることが確認できるところ、請求者は、当該期間に係る納付書がC町から送付された記憶はなく、上記B支所で受け取った納付書により、C町役場窓口において請求期間（未納期間）に係る夫婦2名分の保険料を納付したはずである旨主張している。
- しかしながら、請求期間当時、国民年金の適用、徴収等に関する事務は、被保険者が住所を有する市町村が行っていたことから、請求者は、C町において国民年金の加入手続をし、C町から交付される納付書により未納期間に係る保険料を納付しなければならず、C町役場窓口においてA市で交付された当該期間の納付書により保険料を納付したとする請求者の主張には不自然な点がある。

- 3 請求期間について、オンライン記録によれば、請求者がC町において国民年金の加入手続を行ったのは、平成元年10月であると推認できるほか、請求者及び請求者の夫は、同月31日に、昭和62年7月から同年9月までの保険料を過年度納付していることが確認できものの、平成元年10月時点において、請求期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者の住民票等で確認できる4市町（D市、E市、A市及びC町）において払い出された手帳記号番号について、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおける氏名検索による調査及び国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったものの、請求者の基礎

年金番号とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求期間については請求者の夫も同じ記録である上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す確定申告、家計簿等の関連資料はなく、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000256号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100003号

第1 結論

昭和53年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月頃から昭和62年3月頃まで

請求期間のうち、昭和53年4月から昭和60年3月までの期間は、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の申請免除(全額)期間と記録されており、昭和60年4月から昭和62年3月までの期間は、保険料の未納期間と記録されている。

しかし、昭和54年か55年頃(何月かは不明)、妻がA市の広報に自営業者は遡って保険料を納付することができる旨の記事が掲載されていたのを見つけ、私がそれまで保険料を全く納めていなかったため、A市役所B支所(以下「B支所」という。)に相談に行ったところ、職員から、私の保険料を今から納めれば将来年金がもらえるようになると教えてもらい、その場で請求期間に係る束になった夫婦2名分の綴り(納付書)を受け取ったと聞いている。

請求期間について、過去分については分割払いにしてもらい、現年度分と併せてB支所窓口及びC町役場窓口(昭和59年7月から)において、妻が夫婦2名分の保険料をずっと一緒に納付してきた。夫婦ともに免除の申請をした記憶はないし、未納期間とされていることにも納得がいかないため、調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和53年4月から昭和60年3月までの期間(以下「全額免除期間」という。)について、請求者は、昭和54年か55年頃、B支所において、妻が請求期間に係る過年度分(分割払い)及び現年度分の納付書を交付してもらい、当該支所の窓口において全額免除期間に係る夫婦2名分の保険料を納付したはずであり、免除の申請はしていない旨主張している。

しかしながら、A市国民年金課は、請求期間当時、現年度分に係る保険料はB支所の窓口ではなく、同支所内の金融機関窓口において納付する制度であった旨回答しているほか、過年度

分に係る保険料はB支所の窓口において納付することはできず、納付書も市役所では交付していない旨回答していることから、請求者の主張する納付方法は、請求期間当時のA市に係る国民年金保険料納付の取扱いと相違している。

また、請求者は、保険料の免除の申請をした記憶はない旨主張しているところ、A市国民年金課は、請求期間当時、B支所において申請免除に係る申請書の受理はしていたが、申請書の写し、受付簿等は保存年限が5年のため保存していない旨回答していることから、請求者の免除申請に係る届出状況を確認することはできないものの、オンライン記録により、請求者及び妻とともに全額免除期間は長期間（7年）であることが確認できる上、請求者は、請求期間（全額免除期間）以外の期間（婚姻後の昭和49年4月から昭和50年3月までの期間）においても申請免除（全額）期間と記録されていることが確認できるほか、請求者が免除の申請をしていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料の納付をしたとする請求者の妻は、全額免除期間について、納付書が交付されたとする交付年月及び何年分を何回に分けて納付したかなどについて具体的には記憶しておらず、納付したことに間違いはない旨繰り返し主張するのみである。

なお、保険料免除制度について、国民年金法等により、被保険者等は免除期間の保険料を10年前まで遡って納付することができる旨規定（以下「追納」という。）されていることから、A市に係る年金手帳記号番号払出簿において請求者と同時期（昭和52年9月21日頃）に国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出された被保険者について追納の記録を調査したところ、オンライン記録から複数の被保険者について追納の記録が確認できたものの、請求者及び妻の記録からは確認することができない。

- 2 請求期間のうち、昭和60年4月から昭和62年3月までの期間（以下「未納期間」という。）について、請求者に係る住民票等により、請求者は、昭和59年7月29日にA市から現在の住所地であるC町に住所を定めていることが確認できるところ、請求者は、当該期間に係る納付書がC町から送付された記憶はなく、妻が上記B支所で受け取った納付書により、C町役場窓口において請求期間（未納期間）に係る夫婦2名分の保険料を納付したはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金の適用、徴収等に関する事務は、被保険者が住所を有する市町村が行っていたことから、請求者は、C町において国民年金の加入手続をし、C町から交付される納付書により未納期間に係る保険料を納付しなければならず、妻がC町役場窓口においてA市で交付された当該期間の納付書により保険料を納付したとする請求者の主張には不自然な点がある。

- 3 請求期間について、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録により、請求者がC町において国民年金加入手続を行ったのは、平成元年8月頃であると推認できるほか、請求者は、平成元年8月22日に請求期間後の昭和62年4月から同年6月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、平成元年8月時点において、請求期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者の妻は、請求者の基礎年金番号とは別の手帳記号番号があり、それが見つければ請求期間に係る保険料を納付したことがわかるはずである旨陳述しているところ、上記国民年金被保険者台帳管理簿等により、請求者にD市、A市（現在の基礎年金番号）及びC町においてそれぞれ手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるものの、オンライン記録により、当該手帳記号番号は基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

さらに、請求者の住民票等で確認できる4市町（D市、E市、A市及びC町）において払い出された手帳記号番号について、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおける氏名検索による調査及び国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったものの、請求者の統合前の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求期間については請求者の妻も同じ記録である上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す確定申告、家計簿等の関連資料はなく、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000389号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100007号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年8月から昭和47年9月まで
② 昭和49年7月から昭和51年9月まで

私は、請求期間①においてA社に、請求期間②においてB社にそれぞれ勤務したと記憶しているが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によりA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の回答並びに請求者から提出された、請求者が寄宿していたとする同社の寮宛ての郵便物の宛先及び消印により、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の請求期間①当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主は、当時の資料はなく請求者の勤務は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務状況について確認することができない。

また、請求者の請求期間①に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、A社の請求期間①に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、整理番号に欠番もなく、請求者の氏名も確認できない。

さらに、請求者は給与明細書を保管しておらず、事業主は、厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答していることから、請求期間①に係る給与の支給及び当該給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録並びに請求者から提出された、請求者が寄宿していたとするB社の寮宛ての郵便物の宛先及び消印により、請求期間②のうち、昭和49年6月21日から同年12月31日までの期間において、請求者が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によりB社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚に、同社の厚生年金保険の取扱及び請求者の勤務実態について照会したものの、具体的な陳述を得ることができない上、当時の事業主は連絡先が確認できないことから、請求者の勤務実態について確認することができない。

また、B社の請求期間②に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も確認できない。

さらに、請求者は給与明細書を保管しておらず、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求期間②に係る給与の支給及び当該給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。